

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成27年6月22日

【会社名】 三重交通グループホールディングス株式会社

【英訳名】 Mie Kotsu Group Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡本直之

【本店の所在の場所】 三重県津市中央1番1号

【電話番号】 (059)213-0351

【事務連絡者氏名】 取締役 総務人事グループ統括 高林学

【最寄りの連絡場所】 三重県津市中央1番1号

【電話番号】 (059)213-0351

【事務連絡者氏名】 取締役 総務人事グループ統括 高林学

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月19日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月19日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

- 1 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
1株につき金6円（うち、普通配当5円、記念配当1円） 総額 563,744,760円
- 2 効力発生日
平成27年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

- 1 電子公告ができない場合の予備的な公告方法として、第5条に定める公告掲載紙を日本経済新聞に変更するものであります。
- 2 取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる旨の規定、並びに業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で、責任限定契約を締結する旨の規定について新たに定めるものであります。
- 3 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

第3号議案 取締役17名選任の件

岡本直之氏、雲井敬氏、森口文生氏、高林学氏、松田健氏、川村則之氏、藤井俊彰氏、伊比昌弘氏、竹谷賢一氏、西村昌之氏、小林哲也氏、上田豪氏、三輪隆氏、中川伸也氏、梅山治久氏、大川智弘氏及び内田淳正氏を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

柳佳充氏を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	728,050	1,176	0	(注) 1	可決 98.27
第2号議案 定款一部変更の件	728,159	1,067	0	(注) 2	可決 98.28
第3号議案 取締役17名選任の件					
岡本 直之	727,544	1,682	0	(注) 3	可決 98.20
雲井 敬	727,541	1,685	0		可決 98.20
森口 文生	727,522	1,704	0		可決 98.19
高林 学	727,695	1,531	0		可決 98.22
松田 健	727,695	1,531	0		可決 98.22
川村 則之	727,676	1,550	0		可決 98.22
藤井 俊彰	727,694	1,532	0		可決 98.22
伊比 昌弘	727,676	1,550	0		可決 98.22
竹谷 賢一	727,695	1,531	0		可決 98.22
西村 昌之	727,695	1,531	0		可決 98.22
小林 哲也	704,320	24,906	0		可決 95.06
上田 豪	725,095	4,131	0		可決 97.87
三輪 隆	727,660	1,566	0		可決 98.21
中川 伸也	727,660	1,566	0		可決 98.21
梅山 治久	727,660	1,566	0		可決 98.21
大川 智弘	727,660	1,566	0		可決 98.21
内田 淳正	727,700	1,526	0	可決 98.22	
第4号議案 監査役1名選任の件	727,697	1,529	0	(注) 3	可決 98.22

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。